

5. 特定個人情報の移転先

別表 2

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法							⑦時期・頻度		
							庁内連携システム	専用線	電子メール	電子記録媒体 (フラッシュメモリ除く。)	フラッシュメモリ	紙	その他		その他の場合の詳細	
1	税務課	番号法第9条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第11条(5)イ	地方税法による社会保険料控除の適用に関する事務	介護保険関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者又は当該被保険者の配偶者若しくは扶養親族							○	○	内部情報システム	随時
2	税務課	番号法第9条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第11条(6)	地方税法による障害者控除の適用に関する事務	介護保険関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者又は当該被保険者の配偶者若しくは扶養親族							○	○	内部情報システム	随時
3	税務課	番号法第9条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第11条(7)	地方税法による公的年金等の所得に係る特別区民税の特別徴収に関する事務	介護保険関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年1回
4	国保年金課	番号法第9条第1項及び別表44の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表69の項	高額介護合算療養費の支給に関する事務	介護保険関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年1回
5	国保年金課	番号法第9条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第11条(8)エ	国民健康保険法による被保険者の資格取得又は資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	介護保険関係情報	1万人未満	介護保険被保険者		○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	月1回
6	国保年金課	番号法第9条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第11条(10)	国民健康保険法による国民健康保険料の徴収に関する事務	介護保険関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年6回
7	国保年金課	番号法第9条第1項及び別表85の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表115の項	高額介護合算療養費の支給に関する事務	介護保険関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年1回
8	国保年金課	番号法第9条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第11条(13)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務	介護保険関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年6回
9	生活福祉課	番号法第9条第1項及び別表23の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	介護保険関係情報	1万人未満	介護保険被保険者		○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
10	生活福祉課	番号法第9条第1項及び別表95の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者							○			随時

